

令和元年第9回ニセコ町農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和元年9月25日(水) 午後1時30分から午後1時50分
- 2 開催場所 ニセコ町役場 議員控室
- 3 出席委員(13人)

会長	13番	荒木	隆志		
会長職務代理者	9番	松田	修身		
委員	1番	茶谷	久登	2番	大橋 敏範
	3番	大田	和広	4番	佐藤 寿恵
	5番	笹塚	成之	6番	芳賀 修一
	7番	平松	利幸	8番	大加瀬 真紀子
	10番	長井	修	11番	山崎 常雄
	12番	大野	智美		
- 4 欠席委員(0人)
- 5 議事日程
 - 第1 議事録署名委員の指名
 - 第2 会期の決定
 - 第3 諸般の報告
 - 第4 報告第1号 農地転用許可後の工事進捗状況報告の受理について
 - 第5 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 第6 議案第2号 土地の現況証明願出について
 - 第7 追加議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 6 農業委員会事務局職員

事務局長	山口 丈夫	農地係主任	横山 俊幸
------	-------	-------	-------

7 会議の概要

会 長

めっきり寒さが身に染みてきましたが、秋始末は順調に進んでいることと思います。幸い台風の被害はありませんでしたが、全国的には大きな災害が発生している状況です。それでは第9回総会を始めます。

議 長

ただいまの出席委員は、13名であります。

定足数に達しておりますので、これより令和元年、第9回ニセコ町農業委員会総会を開会いたします。直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手許に配布したとおりであります。

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、会議規則第9条の規定により議長において、1番 茶谷久登君 2番 大橋敏範君を指名いたします。

なお、本日の会議書記には事務局職員の山口局長と横山主任を指名いたします。

日程第2、会期の決定の件を議題といたします。おはかりいたします。今総会の会期は、本日1日間としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

【異議なしの声あり】

ご異議なしと認めます。よって会期は、本日1日間と決定しました。

日程第3、諸般の報告をいたします。令和元年第8回総会以降の会長及び代理の動静についての報告をいたします。その内容は別紙動静書のとおりであります。

以上をもって、諸般の報告を終わります。

日程第4、報告第1号「農地転用後の工事進捗状況報告の受理について」の件を議題といたします。事務局より報告事項の朗読と説明をお願いします。

事務局

【報告第1号の朗読】

本件につきましては、昨年8月に総会審議し、許可を出した案件です。今回工事の進捗状況報告が提出されました。工事請負業者の都合などにより着手に時間がかかっておりましたが、今回着手となりました。事務手続きの進捗を含め20%の進捗としております。以上で報告第1号を終わります。

議 長

それでは、ただ今の報告第1号について、発言のある方は挙手をお願いします。

【発言なし】

特に発言がないようですので、報告第1号を報告済とします。

日程第5、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の件を議題といたします。

事務局

【議案第1号の朗読】

本案については、農地法第3条による所有権の移転をするものです。

土地所有者の〇〇さんについては後継者がおらず、今後管理ができないことから今回売買するものです。〇〇さんは町外の農業者ですが、既にニセコ町に農地を所有しており、許可要件を全て満たしていると判断されます。調査書は7ページに添付しております。以上、議案第1号の朗読と説明を終わります。

議長

これより、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の件の質疑に入ります。質疑はありますか。

【なしの声あり】

なければ、質疑を終了いたします。

これより、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

【全員挙手】

全員賛成ですので、本案は原案のとおり決定いたしました。

日程第6、議案第2号「土地の現況証明願出について」の件を議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局

【議案第2号の朗読】

本件は3件の願出がありましたが、3件とも非農地と判断しております。

以上で、議案の朗読と説明を終わります。

議長

引き続き、当番委員であります〇〇委員より、補足説明をお願いします。

○番

○番 ○○です。

現地調査に係る補足説明をいたします。

先般、9月6日に、会長・地区担当委員・事務局と私とで現地調査を実施しました。

1番の字○○△△番△につきましては、平成18年頃より荒廃しているということで、平成29年の農地パトロールでも皆様と確認した土地であります。現在も山林の様相を呈しておりますので、非農地として問題ないと思われま

す。2番の字○○△△番△につきましては、10年以上不耕作であります

が、雑草が深く繁茂し、大小の雑木もあり荒廃している状況です。非農地として問題ないと思われま

議長

これをもって、補足説明を終わります。

これより、議案第2号「土地の現況証明願出について」の件の質疑に入ります。質疑はありませんか。

【なしの声あり】

質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

本案については、討論のないものと認め、省略いたします。

これより、議案第2号「土地の現況証明願出について」の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

【全員挙手】

全員賛成ですので、本案は原案のとおり決定いたしました。

以上で、告示された議案は全部終了いたしました。引き続き、お手許に配布しました追加議案の審議に入りたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

【異議なしの声あり】

ご異議なしと認め、直ちに追加議案の審議に入ります。

日程第7、追加議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の件を議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局

【議案の朗読】

本案については、農地法第3条による使用貸借の設定をし、経営を移譲するものです。

1番については、現在の経営者の所有農地を後継者に使用貸借するもの、2番については現在の経営者の配偶者の所有する農地を後継者に使用貸借するものとなっております。)後継者については18年以上、現在地で農業従事をしており、8ページから9ページには調査書をつけておりますが、許可要件のすべてを満たしていると判断されます。以上で、議案の朗読と説明を終わります。

議長

これより、追加議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の件の質疑に入ります。質疑はありますか？

【なしの声あり】

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

本案については、討論のないものと認め、省略いたします。

これより、追加議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

【全員挙手】

全員賛成ですので、本案は原案のとおり決定いたしました。

以上をもって、令和元年、第9回ニセコ町農業委員会総会を閉会いたします。どうもご苦労様でした。

この議事録は、会議の経過を記載したものであり相違ないことを証するためここに署名する。

令和元年9月27日

議長 荒木 隆志 印
署名委員 1番 茶谷 久登 印
署名委員 2番 大橋 敏範 印